



日乗連ニュース

ALPA Japan NEWS

www.alpajapan.org

Date 2003.11.03 No. 27 - 15

発行:日本乗員組合連絡会議・ALPA Japan
幹事会

〒144-0043

東京都大田区羽田5-11-4

フェニックスビル

TEL.03-5705-2770

FAX.03-5705-3274

シンポジウム「航空事故における刑事責任」 開催される！！

「航空事故調査は再発防止が目的、犯罪捜査への流用は国際条約違反！」

=これが世界の常識=

2003年10月10日、東京霞ヶ関の弁護士会館2階「クレオ」に於いて、シンポジウム「航空事故における刑事責任」が開催されました。

シンポジウムには招待者をはじめ新聞社やテレビ局などの報道関係者、航空関係者など約120名もの参加者があり、複雑なシステム系の中で運航される航空機の事故やインシデントに関して、当事者に刑事責任を負わせることに対する問題点が議論されました。

シンポジウムの冒頭、基調講演としてIFALPA P.O.(本部役員)である Paul McCarty 氏(本部技術担当、米国の機長であり、弁護士資格を有す)が刑事責任追及に関して航空先進国の例を挙げ、航空事故の調査はあくまで事故の再発防止であり、刑事責任追及に流用されることは再発防止にとって悪影響があり、あってはならない事、さらには、故意による事故でない限りは、犯罪としての捜査は行われないのが国際的には一般的な流れであることが紹介されました。

また講演の中で、同氏は『私たちは犯罪を見逃すよう提案しているわけでは全く無く、最善を尽くした中での不可抗力と悪意を持った行動との違いを明確にしたいのです。最善を尽くした中での過ちは裁かれるべきではなく、故意の過ちのみが裁かれるべきなのです』と述べ航空事故に対して刑事責任を追及することの問題点を明らかにしています。

また続いて行われたパネルディスカッションでは、刑法学者である東海大学の池田教授、日乗連顧問弁護士の米倉弁護士、さらに元事故調査官の吉川壽一氏らが、「航空事故に於いて当事者への刑事責任追及」が同種の事故防止に有効であるのどうかをテーマに議論を展開しました。

この中で、日本の航空事故調査の実態について、元事故調査官から現行の体制では、十分な調査が行えず、多くの課題を抱えている実態が明らかにされました。

また、当時の航空事故調査委員会と警察庁の覚書が、国際条約や設置法より効力を持っていることの問題点や、事故調査報告書の刑事裁判における証拠採用の悪影響などが議論されました。

最後に航空事故のような様々な要因が複雑に関係して最終的に事故に至るようなシステム性事故に於いて、実行者(この場合は多くは操縦者)のみが刑事責任を課せられることについて、国際民間航空条約違反のみならず、真の事故原因追求や事故の再発防止にとって、障害なることが明らかとなりました。

詳しい内容は今後、シリーズ物として順次ALPA Japan ニュースで紹介していきますが、現在行われている日航706便裁判の勝訴に向けた運動の一助となるべく、シンポジウムで明らかとなった問題点を職場で広く理解されていく必要があります。

